

平成28年1月から、雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1 マイナンバーの記載が必要になる届出・申請書など

(1) マイナンバーの記載が必要な届出は次のとおりです。

- ① 事業主が個人番号関係事務実施者として提出するもの（事業主において本人確認を行うもの）
 - a 雇用保険被保険者資格取得届 b 雇用保険被保険者資格喪失届
- ② 事業主が従業員の代理人（※）として提出するもの（ハローワークにおいて本人確認を行うもの）
 - c 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
 - d 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
 - e 介護休業給付金支給申請書

（※）事業主が提出することについて労使間で協定を締結した場合は、事業主は従業員の代理人として提出することができますが、その際は、ハローワークが①代理権の確認（協定書の写し等の提示）、②代理人の身元確認（提出した従業員の社員証等の提示）、③番号確認（個人番号カードの写しなど）を行います（詳細は厚生労働省ホームページ「マイナンバー制度（雇用保険関係）」の「よくある質問（Q & A）」を参照してください）。

(2) 法人番号の記載が必要な届出は次のとおりです。

- ① 雇用保険適用事業所設置届 ② 雇用保険適用事業所廃止届

- 届出様式にマイナンバーの記載欄を追加する改正を行います。改正後の様式は、平成27年12月中旬頃からハローワークで配付します。また厚生労働省のホームページにも掲載します。
- 旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険被保険者資格取得届

1. 個人番号

2. 被保険者番号

4. 被保険者氏名

5. 変更後の氏名

6. 性別

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

個人番号登録・変更届出書

個人番号登録・変更届出書

1. 届出区分

2. 個人番号

3. 変更前個人番号

4. 被保険者番号

5. 氏名（カタカナ）

6. 性別

7. 生年月日

※資格取得届・資格喪失届・氏名変更届・転勤届については、外国人のローマ字氏名をアルファベットで届出していただくための様式改正も予定しています。

2 マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要です。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
個人番号カード（個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	a ~ c のいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c a または b がいない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元（実在）確認を行っている場合で、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、「身元（実在）確認書類」の提示は不要です。

※本人確認の具体的な内容は、厚生労働省のホームページに掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

3 届出にあたっての留意事項

- ◆ 365日いつでも申請可能な「電子申請」(e-Gov電子申請システム)をぜひご利用ください。
 - ・電子申請なら、窓口での提出のように待ち時間を要することがありません。また、書留での届出のような費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。
 - ・平成28年1月からは、電子署名機能が付与された個人番号カードを「電子証明書」として利用できるようになり、さらに利便性が向上しました。

(参考マニュアル)

- オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
- 雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
- e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

電子政府の総合窓口



e-Gov

検索

- ◆ 郵送による届出の場合
郵便での届出を行う場合は、普通郵便でも受理しますが、できるだけ追跡可能な書留郵便などの利用をお願いします。
- ◆ 磁気媒体による届出の場合
磁気媒体届出書作成プログラムを使って届出を行う際は、媒体データパスワード設定プログラムで任意のパスワードを設定の上、届出を行ってください。

例年4～5月の繁忙期には、雇用保険手続の届出事務が集中し、また、今後はマイナンバーが記載されている帳票の管理も厳重に行うことから、窓口における事務処理にかなりの時間を要することが予想されます。

このため、マイナンバー制度の導入を契機に、電子申請による届出を積極的に行っていただくようお願いいたします。

4 よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届出することは義務なのですか？

- A1 はい。事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。
なお、旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

Q2 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合にはどうすれば良いのですか？

- A2 個人番号の記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明の上、取得をお願いします。その上で、従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します。

Q3 返戻書類には個人番号が記載されますか？

- A3 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

【マイナンバー制度関係資料】

- 雇用保険関係のFAQや様式(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>
- 内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178(無料)

※一部IP電話などでつながらない場合(有料)

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

◆受付時間：平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30(年末年始12月29日～1月3日を除く)